平成２１年（フ）第６２５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目21番87―202号
債務者　金子惠一郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３２号
千葉県我孫子市中峠1735番地の２
債務者　坂上　知博
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３４号
千葉県松戸市河原塚246番地の１グラン・コート東松戸302号室
債務者　竹中奈緒美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６３５号
千葉県我孫子市つくし野２丁目３番３号
債務者　橋場　　功
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４０号
千葉県松戸市上本郷3643番地染谷コーポ101号
債務者　磯野　　満
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４１号
千葉県松戸市上本郷3643番地染谷コーポ101号
債務者　磯野由紀子（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４２号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番76―110号
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６４３号
千葉県松戸市栄町４丁目233番地の23
債務者　伊豆原　明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２１９２号
愛知県瀬戸市南山町１丁目１番地　メゾン南山203
債務者　ふぁみりえ文庫津島店こと　小森　直樹
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１９３号
愛知県瀬戸市南山町１丁目１番地　メゾン南山203
債務者　小森　道子
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２０号
愛知県常滑市大和町４丁目26番地
債務者　飯坂　善一
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１１号
神戸市須磨区北落合５丁目14番10号
債務者　重金　弘子
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２８０号
神戸市垂水区名谷町字垣ノ内2009番地
債務者　矢野　恭平
1　決定年月日時　平成21年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３８０号
愛知県東海市横須賀町四ノ割101番地　サンマンション204号
債務者　髙橋　秀明
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５７０号
名古屋市名東区牧の原２丁目606番地　牧の原ビル303号
債務者　足立　雅人
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿屋市野里町4289番地１　浅井アパート15号
債務者　石躍　智美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1166番地　前原団地Ｂ―104
債務者　八久保真美（旧姓上新）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係